

## 「ラオスにおける環境影響評価規制の改正」

2023年3月2日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

### 1. 背景

ラオスでの環境影響評価は、天然資源環境省（Ministry of Natural Resources and Environment（以下、「MONRE」）及びその管轄下にある県、郡レベルの天然資源環境局が監督機関として、その役割を担っています。ラオスにおいては、環境保護法が1999年に成立し（2012年に改正）、環境影響評価についての規定は存在していますが、その評価プロセスについては、別途規定する法令に従い実施すると定められています。別途規定する法令として、2010年に投資事業における環境影響評価を規定した「環境影響評価に関する首相令（No.112）」が公布されました。その後、2019年に改正され、2019年の改正に取って代わる首相令が2022年10月20日付で発行され、2022年10月17日<sup>1</sup>（要注釈確認）から施行されています。



また、併せて「初期環境評価及び環境評価実施が必要な投資事業リスト（以下、「リスト」）」が、2010年、2013年に発行されており、2013年のリストの改正版が2023年2月24日付で発行されています。同リストの改正については、別途ニュースレターでご紹介いたします。

今回は、環境への影響が大きいプロジェクトが必要とする環境影響評価（Comprehensive Environmental Impact Assessment、以下、「EIA」）の改正点を中心に解説いたします。

### 2. EIAのはじめのプロセス

プロジェクトがEIAを必要とするか否かについては、MONREが、事業実施者から提出されたプロジェクトの申請書を精査し、リストに基づき、スクリーニングを実施、その結果、以下のとおり、分類されます。

- ①初期環境影響評価（Initial Environmental Examination、以下「IEE」）が必要なプロジェクト
- ②環境影響評価（Comprehensive Environmental Impact Assessment、以下、「EIA」）が必要なプロジェクト

### 3. EIAのプロセスの改善

EIA報告書の申請から環境証明書発行までのプロセスは、大きく4段階に分けられ、各段階のプロセスにかかる日数が、今回の改正で以下の通り、短縮されています（首相令第19条）。

---

<sup>1</sup> 施行日が発行日より前の日付になっており不自然ですが、原文のまま記載しております。

		実施日数 (改正前)	実施日数 (改正後)	実施機関
1	EIA の方法書（スコーピング） <sup>2</sup> 及び実施要領の作成			事業実施者
2	スコーピングと実施要領のレビュー	15 日	10 日	MONRE
3	EIA 報告書及び環境管理・モニタリング計画の作成			事業実施者
4	EIA 報告書及び環境管理・モニタリング計画のレビュー	95 日	50 日	MONRE
	①意見、コメントの聴衆	(70 日)	(40 日)	MONRE 専門家
	②最終レビュー	(25 日)	(10 日)	MONRE 専門家
※	EIA 報告書及び環境管理・モニタリング計画の修正	6 か月以内	2 回 まで (60 営業日 以内/回)	事業実施者
	<b>環境証明書の発行</b>			MONRE

各段階におけるレビュー実施機関は、MONRE の職員以外に、天然資源環境大臣より選出されたその分野の専門家から、チームとして構成されます。

改正前は、専門家の条件として、「環境影響評価に関する特定の資格を有する者で、官公庁職員、民間企業事業者、府省庁退職者及びラオス国民」と記載されていましたが、改正後は、この条件の中に「外国人」も追加されました（首相令第 36 条）。そのため、より高度な専門家による EIA レビューも対応可能となり、迅速かつ効果的にプロセスが進むことが期待されます。

なお、これまでは事業実施者による IEE 及び EIA 報告書の作成は認められず、MONRE に登録している環境影響評価のサービスを実施している専門業者を起用する必要がありました。改正後は、事業実施者による IEE の作成も認められている点は、注目すべきです。他方、EIA は、これまでどおり、専門のサービス業者を起用する必要があります（首相令第 58 条）。

以 上

<sup>2</sup> プロジェクトの環境に関する基本的なデータを収集し、主要な領域と環境への潜在的な影響を特定するプロセス（首相令第 20 条）

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

---

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

[yuto.yabumoto@oneasia.legal](mailto:yuto.yabumoto@oneasia.legal)（藪本 雄登）

[satomi.uchino@oneasia.legal](mailto:satomi.uchino@oneasia.legal)（内野 里美）



[藪本 雄登](#) One Asia Lawyers メコン地域統括 One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



[内野 里美](#) 弁護士法人 One Asia ラオス事務所 2016 年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。